

“かるしお”の起源とコンセプト

脳卒中・心筋梗塞など循環器病の受療率は他の疾患と比べて入院・外来ともに高く、これらの疾患の予後は介護状況や生活スタイルにも大きく影響を及ぼしています。循環器病の究明と制圧に挑んでいる国立循環器病研究センターでは食事も循環器病の予防や治療の一環と考えており、2005年頃より、栄養バランスを備えながら塩分を抑えた『美味しい』食事を入院患者さんに提供し、好評を得てきました。これが“かるしお”と呼ばれる国循の食の起源となっています。しかし、このような食事は院内に限り提供されていたため、患者さんが退院後も継続的に摂ることは困難であり、退院してもこの食事を提供してほしいという声が医師や患者さんから強く寄せられました。

この要望に応えるため、当センターでは研究成果やノウハウなどの様々な知的資産を社会へ還元するための取り組みとして、弁当販売や料理教室などとともにレシピの書籍化を進めてきました。これらの活動を通じて『塩を軽く使ってうまみを引き出す』という考え方が“かるしお”としてコンセプト化されました。循環器病の患者さんだけでなく、その家族、患者予備軍や健康な方々にまで広く社会に循環器疾患の予防や予後の改善などをもたらすことを期待して、当センターでは“かるしお”に関する様々な取り組みを実施しています。

かるしお認定制度

生活者が手軽に始められる食スタイルの提案と企業の経済活動とを関連付けて、持続性と発展性が見込める制度として前述の“かるしおコンセプト”に添うように発足させたのが“かるしお認定制度”です。同制度では、美味しさと栄養バランスを兼ね備えつつ塩分を控えた食品に対して認定マークを付与することで、食生活改善の社会への波及を目指しています。国民が健康で一生を過ごせるよう、ここに企業参加型の社会貢献的な活動としてかるしお認定制度を実施し、以下に認定の基準を定めます。

平成 28 年 4 月 1 日 改定
(平成 26 年 11 月 14 日 制定)

かるしお認定基準

【栄養成分の必要基準】

1) 食品区分を明確にし、以下の栄養成分基準を必ず満たしていること。

(食品区分 1) 弁当、飲食店の定食、丼物等

- ① 1 食あたり 600kcal 程度、たんぱく質 25～30g、脂肪エネルギー比 25%以下、塩分 2g 未満、及び野菜（海藻・きのこを含む）使用量 150g 以上であること。
- ② 四半期に 1 度は、レシピ、栄養成分計算結果、食品画像を提出すること。

(食品区分 2) 単品惣菜、飲食店での単品料理等

- ① 同質の他の食品より 30%以上塩分カットしたもの。
- ② 四半期に 1 度は、レシピ、栄養成分計算結果、食品画像を提出すること。

(食品区分 3) しょうゆ、味噌、合わせ調味料、だししょうゆ等の調味料類

- ① 同質の他の食品より 30%以上塩分カットしたものであること。

(食品区分 4) インスタント食品等の加工食品

- ① 同質の他の食品より 30%以上塩分カットしたもの。
- ② 1 回の摂取で塩分 2g 以上のものには、成分表示以外にも明確な表示を行うこと。

(食品区分 5) 塩蔵食等の加工食品

(季節変動、加工方法により栄養成分に変化が生じることが予測できる食品)

- ① 同質の他の食品より 30%以上塩分カットしたもの。
- ② 四半期に 1 度は栄養成分分析結果について報告を行うこと。

2) 申請商品に含有されるカリウム値が、1 食の摂取にて、日本腎臓病学会「慢性腎臓病生活・食事指導マニュアル～栄養指導実践編～（2015）」が定める「CKD 生活・食事指導マニュアルー指導のまとめ 一覧」に示される量の 3 分の 1（500mg）を基準値とし、その基準値を超える商品については栄養成分表示にカリウム値の表示を義務づける。

3) 同質、同量の商品を対照として食塩を減じたものであって、異種の調味料のブレンド

や単純な量目の低減によって食塩を減じたものではないこと。具体的には、醤油に酢・だし・糖類等をブレンドしたものを既存醤油と比較して減塩とした調味料や、麺類等においてスープの重量を減少して減塩とした商品は原則としてかるしおと認定しない。

【波及効果の必要基準】

1) 商標等の活用方法

- ・マークを付与した商品の販路や販促効果等を明確に提示すること。
- ・マークが付与された商品に対し、マークの普及や認知のための活動を積極的に実施すること。
- ・外観（栄養表示、パッケージ等）について適切であること。

2) 企業の方向性

- ・経営理念や経営方針などに、かるしお認定基準の前文に記載されている理念との共有・つながりが掲げられていること。
- ・かるしお認定制度の趣旨・内容を理解し、普及に対し積極的に取り組める企業であること。

3) 企業の事業状況と展開

- ・安定した事業運営が行われていること。
- ・既存商品への認定の場合は、過去の販売実績を考慮して更なる販売の向上が見込めること。新商品への認定の場合は、販売計画や展開等に関する事業計画が妥当であると認められること。

4) 企業倫理

- ・認定商品と他の商品を合わせて訴求するなど優良誤認を招く状況が懸念される場合には、認定を取り消すことがある。

附則

本改定は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

以上